

2020年7月22日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金光 修
(コード番号 4676 東証第一部)
問合せ先 取締役 清水 賢治
(TEL. 03-3570-8000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、定款の定めに基づき自己株式の取得を行うものです。なお、取得した株式については、全株消却する予定です。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,250万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合5.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2020年8月7日～2021年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

(ご参考) 2020年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	234,194,466株
自己株式数	34株

3. その他

当社は、放送法に定める認定放送持株会社であるため、同法の規定により、外国人等の議決権割合が20%以上にならないように外国人等の株主名簿への記載を拒否することができるとされています。なお、当社は、株主名簿への記載を拒否した外国人等に対しても配当の支払いを行います。詳細については当社ホームページの記載もご参照ください。

https://www.fujimediahd.co.jp/ir/s_information02.html

以 上